

各位

労災認定の記者会見について

5月13日のマスコミ報道等に取り上げられております内容に関して、弊社からのコメントを掲載させていただきます。

今般、弊社において裁量労働制を適用していた従業員が昨年6月より休職となっていた件につきまして、中央労働基準監督署より労災の認定がなされたこと、弊社として真摯に受け止めております。

昨年の春以降、弊社は長時間労働の是正に向けた対策の検討を進めていきましたが、そのような中、昨年6月に当該従業員が体調を崩されて休職に入ることとなりました。このことも大きな契機として、弊社はさらに検討の速度を速め、労働時間管理に関して抜本的改革に踏み切りました。

具体的には、昨年10月からこれまで適用してきた裁量労働制を廃止して、実際の労働時間数を把握する労働時間管理に切り替えると同時に、フレックスタイム制の導入、時間管理の徹底、22時以降の在社や休日出勤の制限、人材の補強など、従業員の「働き方」について見直しを行いました。

その結果、今回の労災認定の理由となった昨年6月以前と比較して、現在は平均残業時間が大きく減少するなど、一定の成果が見られています。また、当該従業員との間では既に合意締結により解決が図られています。

弊社としては、今後も引き続き、従業員の健康に配慮した良好な職場環境の整備に努めていく所存です。

お客様ならびに関係各位に大変ご心配をおかけすることになりましたことを心よりお詫び申し上げます。

2019年5月14日

株式会社プランテック総合計画事務所

代表取締役社長 来海 忠男